

PIでの意見を踏まえた修正③(「7 市政運営」～「9 国、県、他の自治体等との連携」)

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1	13	2	A	(1)総合計画 市は、市政運営の総合的な指針として、総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。また、策定に当たっては本条例が示すまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、市民参画の下で検討を進めるものとします。 基本構想の策定にあたっては、市は市議会の議決を得るものとします。 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。	市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。 ・総合計画という名称を変える。 地方自治法の改正で基本構想の策定義務がなくなった中で、今後も「総合計画」という名称の計画を作っていくのかどうかは、現時点で未知数と言え、ここで敢えて「総合計画を策定する」という形で縛る必要があるのか。 ・(2)健全な財政運営と統合する。	(1)計画的な市政運営 市は、中長期的な市政運営の指針を策定し、それに基づいた適切な進行管理を行い、計画的な市政運営に努めます。また、策定に当たっては本条例が示すまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、市民参画の下で検討を進めるものとします。 ・現在の市の計画等で、中長期的な市政運営の指針に該当するのは、総合計画です。 (2)健全な市政運営 市は、最少の経費で最大の効果を上げるため、中長期的な市政運営の指針を踏まえて予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営に努めます。	
2	〃	〃	A	(1)総合計画	総合計画の実施にも市民が参加するというような内容を加える。	(3)自立した市政運営 市は、自立した行財政運営と行政サービスの向上のために、市民参画の下、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。	
3	〃	9	A	総合計画の説明文	総合計画の説明文を条文中に入れるのであれば、いつまでに遂行するのかを記載すべき。	市は、行政評価を実施し、市が行う施策や事務事業について、点検・評価し、見直し・改善につなげるものとします。	
4	〃	23	B	—	(3)監査と(4)行政改革の順番を逆にする。	・行政改革:事務事業の見直し、時代に即応した組織の見直し、定員管理、効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上等を実施すること。	
5	〃	〃	B	(3)監査 市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。	「7 市政運営」の他の規定と比べ、監査の規定だけ「実施」ではなく、「体制の充実」という内容になっていて違和感がある。削除してもいいのではないか。	・行政評価:市が行う施策や事務事業(目的を達成させるために、予算や人材を投入し行う事業)について、点検・評価し、見直し・改善につなげるほか、それらを市民へ情報提供する制度。	
6	〃	24	A	市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。	監査体制の充実とは何か。	(4)公正な市政運営 公正な行財政運営を確保するため、監査委員は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、適正に監査を実施します。	
7	〃	25	B	(4)行政改革 市は、自立した行政運営と行政サービスの向上のために、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。	(4)行政改革 市は、自立した行財政運営と行政サービスの向上のために、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。	(5)開かれた市政運営 市は、中長期的な市政運営の指針の進行管理、財政状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。 ※総合計画は、市政運営の目標とその実現に向けた方策を示す指針となるものです。このため、総合計画の実施と言った場合には、様々な政策等のPDCAサイクルへの参加を意味し、それについては、「5 市民参画」に規定されています。	
8	〃	28	B	行政評価については、専門家を含む市民参画の下で実施するとともに、その結果について、市民に分かりやすく公表するものとします。	行政評価については、その結果について、市民に分かりやすく公表するものとします。 細かい一つ一つの事務事業に関する評価を、仮に全く行政について知識のない市民の方が行った場合、適正な評価をできるとは必ずしも言えないことから、行政評価については、市が行うべき。	※総合計画の説明文は、中間とりまとめについて市民に分かりやすく説明するために便宜的に入れていたものなので、素案及び条文案には入りません。 ※行政改革について、市民参画の下実施するのは、「行政評価」ではなく、「行政改革の推進」としました。	

PIでの意見を踏まえた修正③(「7 市政運営」～「9 国、県、他の自治体等との連携」)

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
9	14	2	B	<p>(1)東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進 東日本大震災の教訓として、災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりの各主体による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であることを学びました。 このため、市は、市民や市等、まちづくりの各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築し、災害に強いまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(2)まちづくりの各主体間の連携と支え合い 災害発生時は、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体間の連携と支え合いが大変重要です。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に対応できるよう努めます。</p>	<p>(1)東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進 東日本大震災の教訓として、災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりの各主体による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であることを学びました。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に対応できるよう努めます。 また、市は、市民や市等、まちづくりの各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築し、災害に強いまちづくりを推進するものとします。</p>	<p>(1)災害に強いまちづくりの推進 災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。 このため、市は、定期的な訓練や効率的な情報提供手段の構築に努めるとともに、各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知する等、災害に強いまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(2)まちづくりの各主体間の連携と支え合い 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に連携し、支え合うことができるよう努めます。</p>	
10	14	3	A	<p>東日本大震災の教訓として、災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりの各主体による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であることを学びました。</p>	<p>災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりの各主体による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。</p>	<p>(3)国、県、他の自治体等との連携 市は、災害時に、国、県、他の自治体、関係機関等と相互に連携・協力できるような体制の整備に努めます。</p>	
11	〃	—	A	8 危機管理	<p>(3)として、国、県、他の自治体等との連携と支え合いを追加する。</p>		
12	〃	6	A	<p>このため、市は、市民や市等、まちづくりの各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、</p>	<p>「市民や市民等」の「等」には消防、警察等も含まれることを解説文に入れる。</p>	<p>逐条解説を作成する際の参考とします。</p>	
13	〃	6	B	<p>このため、市は、市民や市等、まちづくりの各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、</p>	<p>PIの意見で、消防や警察等の役割が見えていないという意見があったが、「市民や市民等」の「等」には消防、警察等も含まれという整理でよいのではないかと。</p>	—	
14	15	3	A	<p>市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。</p>	<p>「絆を深めます」、「親善・親睦を図ります」といった内容を追加する。</p>	<p>※他の自治体等との親睦を図るというのは文意として通りますが、国や県との「絆を深める」、「親善・親睦を図る」というのは、国や県と市町村との関係としては適当な表現ではないと考えます。</p>	
15	〃	〃	A	<p>市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。</p>	<p>具体例を持たせて、「7 市政運営」に入れる。</p>	<p>連携・協力の具体例については、逐条解説に入れる方向で検討していきます。</p> <p>※「7 市政運営」に関する規定は、市の内部に関する規定で構成されているのに対して、これは、国、県等の市の外部の機関との関係に関する規定であることから、両者は分けて規定した方がよいと考えます。</p>	

PIでの意見を踏まえた修正③(「7 市政運営」～「9 国、県、他の自治体等との連携」)

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
16	14	3	B	市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。	市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、他の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。	修正意見のとおり修正します。	